

別々に収容することが出来豆就中一部屋に於て炊事したり寝取り取つたりする
必要のない住宅を提供することが可能であるといふことである。住居慣習上其
の必要ある所では、居室と勝手を区分することも亦可能である。蓋し居室兼用
の勝手の代りに壁^{タガシ}たる炊事場を持つ居室が又は居室と相並んで小さな勝手を
作り得るからである。故に、居室の数及び大きさは、既に述べた如く、毫も強制
的なものではなく又は唯一一般的に行はれてゐるに過ぎない最小限度の大きさを遵
守する場合に於てさへ、一切の正当なる最小限度の要求を満すのである。

此の住宅の価値を測定せんと欲するならば、資力の乏しき労働者が今日所有し
てゐるところの住宅と之と比較せねばならぬ。独逸労働者の十分の九以上は國
民住宅に収容せらるやき所得層に属するものであり且國民住宅に於て支拂ふこ
とを要する階級を以つて、今日、國民住宅のそれより勘ない居室を持つ住宅に
生活してゐると認定しても、それは確かに誇張ではない。居室と寝室若は西観
の寝室と子供——況んや同居人——の寝室が同一であることは最後に夫婦と
して子供なき状態に置くところの居室の不足は、國民住宅の外にある独逸人労
働者の家庭の辿る運命である。此の点に於ては、旧来の住宅と衛生的な觀点に
よることである。

従つて一般的に改善せられた比較的近代的な住宅との間には、本質的奈相違は
ないのである。而して此の比較的近代的な住宅に付て見れば、多くの大都市に
於てはどうにかかうにか捻出し得べき価格を以つてさへ僅か一部屋半乃至二部
屋の住宅を与へられるに過ぎないのである。

故に、堅持することの出来るのは、國民住宅は最小限度の大きさを持つ場合に
於てさへ、一切の正当なる最小限度の要求を滿すものであり、如何なる場合に
於ても、労務者住宅の建設に於ける一箇の全く偉大なる進歩を示すものである
といふことである。

而して、斯の如き國民住宅の建設は後日譲まれる投資であることが明かに本
るであらう、蓋し然る後労働階級にとつては國民住宅が空家となる如く遙か
に良好なる住宅が建設せられるであらうからであるといふ考へ方も亦全く歧路
に外れるものである。將來、今日の國民住宅より遙かに良好なる多くの住宅を
建設することに向つて努力が爲されるならば、先づ第一に、國民住宅より遙か
に粗悪な住宅が空家となることは確かであらう、併しこのことは、國民住宅が
空家となるか否かといふ問題が姿を現はす前に、新たなる種類の住宅が千萬箇

以上建設せられて居らねばならぬことと意味するのであり且将来斯かる措置が講ぜられたにしても、それは最も好調合に行つても尚十年乃至二十年かかることが確かであるならば、国民住宅は未だ悉くが空家に在る要はないであらう。何となれば、一面に於ては、其の大部分が平家建であり、從つてヨリ大なる住宅に改築する可能性が与へられてゐることに特別の価値が置かれるのであり、且他面に於ては、階層建の国民住宅は一間に、二箇き一箇に又は三箇き二箇に合併し且斯かる方法に依つて希望通りのヨリ大なる住宅を作り得る如く、設計せられてゐるからである。最後に、忘れてはあらぬ一事は、我が民族の不幸在る年齢構成に依り十年乃至二十年を経過するに於ては、然る后は加速度的に、極めて多くの年取つた夫婦が生ずるであらう。従つて、彼等の為に多くの二部屋乃至三部屋の住宅が提供せられるならば、それは唯欣快に堪えぬ且感謝すべきことであらうといふことである。

國民住宅の需要の増大と凡ゆる側面に於て証明せられたそれに居住する者の満足とは、僕令良好なる意圖から出たにしても、現実の諸問題を斟酌せざる結果

東大体に於て正鶴を得て居らぬ諷諭に有利を証明といふよりも、国民住宅にとつてヨリ有利を証明である。

("Siedlung und Wirtschaft," 1938, S. 573 から。)

第三節 獨逸勞務者用家具

住宅は食糧や衣服と共に最も重要な生活上の基本的需要に属する。併し、食糧は直ちに、衣服は若干の時を経た後消費せられるが、住宅は數世代を通じて其の存在を保持するのである。それ故、その内面的及び外面的形成は全く特別な經濟的、文化的、人間的及び社会的意義を有するのである。重要を且多くの点に於て決定的な住居の為の屋室は家の形作るところである。併し、此の屋室の裝備、即ち住居の設備も亦同様に重要である。それは大なる文化的な意義を有するのである。何となれば、其の生產は一回限りの文化的給付であり且それによつて作られた永遠的な状態は國民又は國民部分の文化の水準を示すものである許りでなく、住居の設備は人間、就中生长期の人間に教化的な影響を及ぼ

すものだからである。蓋し、住居の設備は継続的に人間の廻りにあり且默示的
な、永続的な、全部的には意識せらざる影響を及ぼすものであり、特に青少年
年に對しては最も強い教化的な影響を及ぼすものだからである。併し、此の教
化は純然たる美の点に於て影響を及ぼすのみならず、道徳的なものに迄影響を
及ぼすのである。即ち人間を取巻くのは、眞正と簡素の世界であるか又は誇張
的な眞実ならざる假象の世界であるか否か次第で然るのである。併し、文化的
な及び一般に人間的な側面と相並んで、家具は又一箇の大なる經濟的——社会
的意義を持つのである。

独逸国民の大部分は労働者階級及び經濟的に之と近い關係に立つ社会から成
つてゐる。此の社会にとつては、家は高度の精神的な意義を有する。そこで、
此の家を構だし、形作り且飾るべき家具に對しては全く特別の要求を提出せね
ばならぬのである。此の家具は技術的に申し分のない、耐久力ある作物たるこ
とを示し且文化的な点に於て合宣的な、見苦しからざる且美しいものであらね
ばならぬのを意味らず、労働者の家庭に相應しいものであらねばならぬのである。
このことが意味するのは、第一に、それは、其の価格形成に於て比較的低位

の所得關係に適応せしめられるといふことである。最近余に報告せられた如く、
平均して労働者こそ最も高価な住居設備を求めるものであり、従つて、經濟的
負担は極めて大であるから、結婚の当初は、継続的な压迫を受け、子供を儲け
る喜びはそれに依つて必然的に書せられるといふ様なことがあつてはならぬの
である。それ故、家具の生産とは年々に変はる様式から解放し且勘くて表矢を
勘なからしめ且保有を減少せしめるに依つて、家具の低廉化を求ましめん
とする努力は既に社會的な觀点からしてさへ最も強い支持を贏るのである。

労務者住宅の屋室が限られたものであることは論を俟たない。巨大な家具は
此の屋室内に於ては器物として作用するのみでなく、既に可能的な置き物に用
してさへ手にあへないことが稀ではない。それ故、労働者の家庭に付ては、其
他の場合に於ては好まれてゐる数箇の家具を一つにすることは禁ぜられてゐる
のであり且數箇の比較的小さな家具を設置する方がヨリ良好なのである。各箇
の大さも亦其の用ひられる屋室を斟酌せねばならぬ。労務者住宅は、就中近代
的の建築物に於て然るのであるが、從前市民的な建築物に於て通例とせられてゐた
ところよりも低いことが稀でない。それは、或る限度内に止まる限り、全く不

此とは感ぜられ柰い、唯極めて背の高い家具が眼を上方へ向けざるを得ざらしめ且此の場合殆んど天井に迄届く場合に於ての又、それに依つて压迫感が惹起せられるのである。同様に、是等の家具、就中寝台は其の長さや幅が甚しいものであつてはならない、何となれば、労働者住宅内の居室は最も必要なものに限られて居り、実質的必要なくして家具に依つて占められる各平方メートルは労働者から最も必要なる運動の場所を奪ふものであり且快適感、即ち隔離せられ、限界せられてゐることと並んで、或る最低限度の運動の自由を前提とする住宅の此の根本的価値を妨げるものだからである。

併し、其の形成に於ても、家具は労働者の家庭の特別の事情を斟酌せねばならぬ。茲では、家具は比較的大きな世帯に於けるよりも遙かに甚しく利用せらば且斯かる世帯に於けるゞ如く大切には取扱はれないと云ふことを吾人は勘定に入れねばならぬ。茲では、子供をば特別の部屋に限り且貴重な家具から遠ざけて置くことは出来ない。茲では、居室が狭い結果、家具に衝き当つたり、触れたりすることを避けることは、實に容易ではない。又勘定に入れねばならぬのは、家具の靈氣の影響を受けることがヨリ甚しいといふことである。更に、

特に損み易い箇所に其の外觀を維持するに必要なる継続的な手入れを加へる場合には、資金も労働時間もないのである。

最後に、一切の家具には文化的な点に於て要求せねばならぬところのことは、特に労働者の家庭に付て適用することが出来る。其の使命が單に体面の維持、助ちきらびやかな外観の維持に過ぎないところの家具は狹隘な労働者の家庭に於ては、立に入る余地がない。茲では、先づ第一に、目的規定及び善的感覺を満足せしめる其の実現が標準的であらねばならぬ。仰々しく華美な家具を模倣して作られた眞正ならざる家具の不眞實さは小さな労働者住宅に於ては、文化的に、倫理的に、比較的大きな住宅に於けるより遥かに破壊的作用を爲すのである。

故に、此の欠陥は絶対的に避けられねばならぬのである。同様に、反対の欠点に陥つてもならぬことは、論を俟たない。美しさは眞實ならざる華美にあるのではないのと同様に、素朴な眞正な、簡素な実体は平盤な凡庸さや粗末さにあるのではないのである。市民と労働者の間に二つの裏在れる住宅文化を作らんとすることより轉倒せることはないであらうし、二つの異なれる住居文化

立作るといふことは、夙に国民共同体思想に依つて克服せられた階級思想に適合する一ことであらう。労働者は自己の間に特別の貧乏人用家具が作られるのだといふ感じを抱くならば、或る種の自負的感覚からして、仰々しい市民的態度の假令悪い横値であつてもヨリ高価な調度に向つて手を伸ばすであらう。それ故、ライヒ労働者の発議でライヒ家産局の指導下に關係各經濟団体と共に行はれたジーペラー用家具に関する事業が大々的に喝采を博し且促進せられたことよりして、又吾人の明かに知らねばならぬのは、此の事業は、眞摯且眞正なる美しさといふ新たに原則が家具の一切の購入者にとって一般的な財貨となる場合にのみ、永続的な成果を收め得るといふことである。それ故、余は社会的立場からしてこそ此の考へ方を労働者の家庭に限ることなく主張するのみならず、これに依り労務者住宅に対する其の適用を促進せんとする今日の催を歓迎するものである。

(一九三八年九月十五日独逸家具展示會開催に際して試みられた挨拶)。

第七章 金 融

第一節 住宅ビルハーベルハグの建設に於ける資金の調達 住宅及シードリングの建設に於ける投資状態

(単位百万マルク)

	1929	1932	1933	1934	1935	1936	1937
全投資額	2900	8000	900	1400	1600	2000	2000
金融証券							
公の資金に於ける	1230	150	185	275	220	175	200
内訳							
家賃保証金	265	50					
國、州及市町村							

其他に依る資金					185	275	220	175	200
支拂取金	460	100							
組織化せる 信用供与者の 資金に依るもの	1240	170	135	355	520	1015	1190		

内 記

私人當貸付銀行	355	—	—	—	85	180	255		
公法上、信用施設	200	—	—	—	70	120	135		
貯蓄金庫	455	—	—	130	200	350	400		
私保険及公法 上の保険	100	80	45	80	100	140	150		
社会保険	130	45	45	35	95	150	170		
建築貯蓄金庫	—	65	55	110	70	75	80		
其他仔細に計 上する二種を算さ る資金に依るもの	430	460	580	770	760	810	810		
全投資額	100	100	100	100	100	100	100		

(百分率)

公の資金	42.4	18.7	20.6	19.6	13.7	8.7	10.0		
組織化せる信 用供与者の資金	42.8	23.8	15.0	25.4	38.8	50.8	59.5		
其他仔細に計上 する二種を算さ る資金	14.8	57.5	64.4	55.0	47.5	40.5	30.5		

(1949貿易統計の論文から)

第二節 補助金に依る住宅の建設が自由経済的な住
宅の建設か

其の地方的本会議に於ても直接業務に關係する田舎事務の専門に止まらず、此の機会を建築、及住居經濟の基礎に横する重要な問題の検討及び論議の機会と利用することは、住宅企業團體合意の慣習であり、此の慣習は其の実を挙げてゐるのである。其の今日の会議に付て「自由經濟的な住宅の建設が補助金に依る住宅の建設か」在る問題が選ばれた所以のもので、それ故著大本

当面的意義を持するが爲に外ならぬ。單に自由經濟の力を以つて、独逸人の家庭に相応しい家にすることを示し且此の際資力の乏しい同胞と雖も他の生活上重要な需要を阻害せられることなく支弁し得る以上の借貸又は負担を要求することをなき住宅建設することは、如何に困難であるかといふことを吾人は相變らず月を追つて益々激しく耳にするのであり、又他面に於ては公の補助に依る住宅建設のヨリ著しい国家的促進への殺倒に対しては、經驗に徴するに、補助經濟一般及び就中住宅經濟に於けるそれに附帶するところの危険が警告的に指摘せられてゐるのである。

我が国住宅リバジードルニグ政策が將來如何に形成せられるかと云ふ事に対する重大な決定は此の問題に対する態度決定の如何に從つて左右せられる。それ故、第一に根本原則を明かにすることが必要なのである。叙上の対立は、国民經濟に於ては完全に自由なる經濟が支配すべきであるか又は國家が經濟そのものをば運営すべきであるか否かといふ國民經濟觀の一般的な対立の映像に過ぎないのである。此の兩個の極端に矢せる解決の課りであり且危險なものであることは明かである。制限せられるところなき自由經濟は何等顧慮するところ

なき我懲の法則の下に立つものであり、經濟的無秩序や浪費を結果するものである、併し、國家經濟一本筋は經濟生活を窒息せしめるものであり、競争さや非經濟性を結果し、創造的な活力を奪奪せしめ且人格を圧迫して不自由と化するものである。

國家社会主義は義務と減却せる自由主義の資本主義的解決とも、マルクス主義的か國家經濟とも否定する。此の対偶關係の上に立ちつゝ、國家社会主義は出来得る限り自由なる、併し國家リバジードルニグ政策の意味に於て運営せられる遊賄と曰標とするのである。こゝことは又今日検討すべき問題に対する基準であらねばならぬ。國家及び民族の福祉に所謂住宅政策の運営は當面の事情や課題次第で望ましきものの促進又は望ましからざるもの若は余り望ましからざるものとの阻害にあり得る。賢明なる國家政策は出来得る限り其の影響をば良好なるものとの促進に依つて及ぼし且唯有害なる發展が問題となる場合に於ての又阻止に對しては、唯其の建設に依つて望ましき必要なる建物の建設——例へば建築材料の不足其の他に依つて——が危殆ならしめられる場合に於ての又、干渉が

加へられるのである。

ところで、必要にして且望ましき住宅建設の一切の国家的促進は「補助金」であるか。——補助金なる言葉に対するせ評は實に悪い、而かもこのことだるや不善にではないものである。何となれば、從前の時代に於てそれに依つて得られた経験は確然たるものがあるからである。補助金は、それか特定の指命の事実的な促進ではなくして、個々人にに対する贈与たることを示すときは、危險と本する。へそ故、著大奉心的犠牲に依つて促進せられた住宅が其の將來の所有者に対して所謂「社会的拘束」なしに引渡されることは、根本的に不合理となる。個々人に對する金錢贈与となるのときは利害を得てそれさ他に売却することがとである。何と云れば、彼は然るときは利害を得てそれさ他に売却することがとである。何と云れば、彼は然るときは、それに依つて、促進は特定出来るであらうからである。而して、然るときは、新たなる取得者の企図せられた促進は達成せられないであらう、何と云れば、新たなる取得者の個々人に對する金錢贈与となるのであり、事實的奉使命、助ちジードルングは、言ふまでもないこことあるが、それに対応してヨリ高い負担を引受けねばならぬからである。個々人に對する促進は關係者の取扱の齊一的ならざることを必然的に伴ふものであり、此の取扱の齊一的ならざることは容易に想像にヒヤウ。

変じ得るのであり、これから不衛平が生じ且其の結果として敗徳の脅威が生ずるのである。加之、營利生活に於ては、個々の營利企業者が特に促進することとは健全なる自由競争の有害なる妨害及び經濟的均衡の不當なる轉位を意味するのである。事實的にヨリ給付能力ある者の費用に於て經濟的にヨリ劣等なる者を促進することに依り、國民經濟の全体的成績も亦一般社会の損害に於て減殺せられるのである。最右に、補助經濟は經濟人より其の行為に対する責任と危險を奪ふものである。故にそれは、それ自体の中に國家經濟の危険を包藏するものであり、而かもそれたるや一般社会の利益に於てではなく、個々人の利益に於て然かするのである。それ故、凡ゆる種類の補助金に對しては、原則として極度の注意を拂へとが適当なのである。されば出来得る限り避けることダ賢明である。

併し、斯く言へばとて此の問題に於て未だ最後の言葉が語られたのではないのである。

I. 其他の場合に於てもどうである如く、政治や經濟に於ては、強制的信條の逕直的な支配は存在してはならないのであり、經驗に基く原則は許さ

れざる如く普遍化せられ且経済を支配に達しには至らぬのである。一切の原則の上に立たねばならぬのは、次の如き最高原則である。即ち国民共同体の福祉は、其他の方法を以て達成することが出来ないときは、事情に依つては、補助金といふ危險に満ちた道をもサンマネばならぬといふことである。

II、経験に依つて獲られた原則は無制約的に支配する強制的信條に変質せんとしつゝあるのみでなく、それ自体の中に、許されざる普遍化に於て権利ある者をば権利なき者と競合せしめる標語となる危險を包藏する。それ故、必要なのは、先づ第一に、就中此の場合に於けるべく容易に独逸語の直感的な明確さを欠き且其の概念範囲の曖昧なることに依つて濫用の虞ある一箇の外未語が問題となる場合に於て、斯の如き言葉は何を意味するかとにふことを弁別し且明かにすることである。

III、ヨリ仔細なる検討の我々に示すのは、總ての促進が社会の信用を失へること当然存否措置に所謂補助金と呼ばれるとは限らないといふことである。促進は寧ろ其の害や危険を最小限度に限る如く形成せられてゐる場合があるのである。これに付て商議となるのは、以下掲げる諸原則である。

a) 適用の齊一的なること、個々人の促進ではなくして、物に附する措置であること、或る措置が唯一の人口を経由しての又促進せられる限りハ例へばクラインジードルニグの場合に於けるが如く、此の促進は物に対して与へられたるに止まり、住民の者に対する事実上不當なる贈与となることのない様に配慮することへ「社会的拘束」へ前段を参照せられたい。

b) 促進は事実上絶対的に必要なる最も限度に限ること。住宅政策は原則として福利的措置ではないのであり、單に更教法的及教養法的觀点に従つての実行勧しては本らないのである。併し、總ての促進本筋局一様社会の資金から生ずるのであり、従つて、唯、社会一般の福祉上其の必要ある場合に於てのみ、行はるべきである「農業労務者住宅の建設に依る食糧經濟の促進、都會の人口をばクラインジードルニグに依つて土地と結び付けること、多子家庭に対する特別措

置に依る人口政策の促進）。個人が自助に俟ち得る限り、原則として公的促進は後退せねばならぬ。

それ故、公的促進から始めるのではなくして、先づ第一に資金、資材及び労務に対する自己の給付能力を利用し盡すことから始めることが必要するのであり、後は個人的に賄保ある人々の給付へ隣人や友人の援助、親属や雇主の貸付金へと依つて補足せられ、次いで、純然たる經濟的基礎に立つ他人資本の借入を広く斟酌することを要するのである、此の資金を以つても十分でない場合に始めて、公共団体に依る促進が介入するのである。此の場合、明らかまのは、今日例へば大抵の労働者に付て見れば、自己資金の給付は極めて微々たるものであるといふことである。それにも拘らず、一切の資金調達に当つては、叙上の順序は嚴重に遵守せらるねばならぬ、何とならば、自己の繼てを消費した者の又が社会一般の援助を要求する権利あるものと看做され得るからである。ところで、今日に於ても尚数多くの場合に於ては、勘弁からざる額の自己資本を当該の労働者から調達する二とが出来るのである、併し、これと相並んで、自助も亦、完全徴役の労働者にとつては如何に困難であつても、等閑に付することを得ないのである。

經濟的に可能ある一切の場合に於ては贈与と与へるよりも寧ろ貸付金を与へるべきであるといふことも亦、最小限度に限ることに屬することである。

(C)一極めて旅々本種類の促進方法がある。其の間に於て或る特定の價值規定 *Value standard* と爲さねばならぬ。其の方法はからである。即ち先づ第一に、叙上の懲念すべき意味に於ける補助金の興味を有すること最も少なき促進方法を取り上げ且必要次第で其の他の措置も考慮に入れるといふのである。此の意味に於ける価値規定は大体次の如く爲すことが出来るであらう。

1、特に促進する価値ある計画は國庫的政策の如何なる対象でもないといふ點よりして、負担、手數料その他を免除すること。このことは又或る程度遠地、祖に就いて適用せねばならぬ。成程この二

ことに對しては、かういふ意義を述べることが出来る。共同団体の凡ゆる参加者は此の団体に出費を爲さしめるものであり、それ故、その出費に對しては共に其の責に任すべきである。それ故、原則として地租を徵集すべきである。其の結果として信託が労働者にとつて負担すべきものとなるときは、福利的措置を以つて救濟が行はるべきである。此の恩恵經營は、如何に懸念的に見えても、正義を得たものではない。相交うる土地と建物とを区分せず且財くて實際上は一箇の家産税であるとこらの我が國の地組は同胞として社会一般の負担を分担せしめん為の必然的な且確対的に標準的な形式と看做することは出来ない。寧ろ労務者住宅は、少くとも今日の事情の下に於ては、課税、即ち實際上は子供部屋の開出しと結果するであらうどこらの課税の対象となり得ないと言ふことが出来るのである。折洋に対する課税に於ては原則として一切の所得から、即ち最低の所得からも一割を徵集し且資力の乏しき者に對しては、同人が此の課税に依り最早や生活に十分

なる所得を有しないならば、福利的支持を請求することを同人に一任することがなく、当初から低廉の労働所得は之を課税から除外するものと同様に、労務者住宅に対する地租の免除も亦最も自然的で、最も健全且最も早近を促進的措置である。ライヒ政府は其の間に於て適當な歸結を引き出したのである。

2. 財團施設の爲の出損 *Einliegerbeiträge* に付ても事情は同じである。併し、それが地租と區別せられるのは、次のことと強つてである。即ち茲に於て問題となるのは、一般的な課税では左くして、社会一般に依り此の土地の爲に支拂されたとこらの出費の賠償であるといふことである。適當な條件を具備するに於ては、講水權の拠棄に依つてであれ、其の支拂猶豫若は其の順位をば建築の実施上必要なる抵當の後に置くことに依つてであれ、茲に於てモ促進の可能性が与へられてゐるのである。支拂猶豫及び就中後順位に置くと云ふ措置の中には、既に、後段に述べるところの意味に於ける借用供与があるのである。

3. 附帶施設に対する給付 *Unliegenschaften* の拠棄が社会一般の給付に対する反対価値の免除を意味するならば、此の場合は土地させ贈与に依り又は特に低廉なる価格を以つて譲与する場合と似通つた事情にある。尤も茲に於て弁別せねば本らぬのは、即ち此の価格低減は唯外觀的なものに過ぎないことが稀である。此事じごとである。市町村が地価の甚しく昂騰せる時代に土地を買ひ、爾来——このことは起り得ることであるがその間に増加せる利息に依つて、此の價格を引上げなかつたならば、其の土地は購入價格を以つて其の帳簿に載つてゐるのである。此の價格は經濟的に今日可能なる買入價格と遙かに起えることが稀でない、従つて、價格低減は現実には唯完全なる經濟的價格への引下げに過ぎないのである。然るざる場合に於ては、「低廉なる」價格の付与は、悉く今日に於て可能であらう買入價格への引下を意味することは、確かである。此の處にも未だ绝对的に一箇の現実的な贈与は變はることを要しない、何となれば、整地建設せられざる都市の

地価は今日尚甚しく非經濟的に過騰してゐる所以であり、故に丁價格低減は恐らく並現実の經濟的本永続的価値に適合するに過ぎないものであらうからである。茲に於て問題となるのは、従前の時代の考へ方から都市の継続的な膨張を予期し、従つて純然たる農業地をば広く「商業的建築敷地」と評価するといふ多くの都市に於て見られた欺瞞的な現象である。併し、我が國の人口状態は久しきに亘つて都市の著しい膨張を可能ならしめるものでは全くないといふこと、明確なる地域計画は擧ろそれせば出来得る限り阻止すべきものであるといふことを出発点とするならば、直下に明かに本るのは、土地会社のみならず、都市の帳簿に載つてゐる農業總ての価値は一切の經濟的意味を失くものであるといふことである、何とおれば、最も好都合に行つた場合でも此の建築敷地と構せられるものの唯一小部分のみが建設せられ得るに止まるからである。故に、此の分野の事実的な価額は、事實的な關係や將來の可能的發展を誤認して、今日或る部分まで尚土地市場のみな

らず、例へば課税の評価其の他に於て認められてゐるよりも著しく低いのである。——此の二つの場合の何れもが問題と本るのでなく、建築敷地の現実の永続的価値を下廻ることが問題となる限りに於て始めて、文字通り純然たる促進といふことを口にすることが出来るのである。此の際注意せねばならぬのは、市町村は原則として其の財産の保護的管理を除す以上自己所有の土地をば其の眞の価値以下では引渡すことを得るものでないといふこと、併し此の場合自己にそれを促進する仕ある職務が問題となる限り、兩かすることは自己にとつて全く許されてゐることであるといふことである。クラインジードルング、国民住宅其他に付てこそ然か言ふことが出来る。公共団体、国有地、山林国車、教会、財田の所有に係る其他の土付に付ても然か言ふことが出来る。このことは問題とある諸官廳の通牒に依つて其の間に一般的に闡明せられた。

4. 請求権の拠棄による言葉を以つて總括することを得るであらう

と二つの枚上の措置と相並んで、「借用供与」と名附け得る右以外の措置があるであらう。借用とは「借り置く」ことを意味するのであり、故に、結局は、促進すべき措置が經濟的に健全なものであり且給付能力あるものであるといふ信頼の表現を意味するのである。茲に於て止、差当りは行き過ぎた措置よりも寧ろ余り行き過ぎざる措置を探るべきである、換言すれば、それは貸付金の供与に対する自己の資金の直接的本放出を伴ふことなき信用の表現である。

此の際問題となるのは、純然たる經濟的基礎に立つ第三者の側面から与へられた貸付金に対する公团體の保証である。此の保証は二面的な意味を有し得る、即ち、

a) せひは、貸与せられた貸付金が事情に応じて保全せられて居り且貸付金供与者はそれに依つて現実の危険に陥ることがないといふ確信を表現するものである。此の場合に於ては、それは貸付金供与者に対し、就中、信用機関次問題となるときは、法律上

の難点へ負担の限度へと脱却せしめ且当該の場合が特別の場合に属することとの審査を省かしめる效果を有する。これに依つて、それは、形式的な及び管理的な難点から、十分なる担保が存在するにも拘らず然らざれば手へられないであらう貸付金の借入を可能ならしめるのである。是等の場合に於ては、公共団体の経済的本援助は間接的なものであり、其の犠牲は僅少で且例外的の場合に限られるのである。

其一併し、事情に依つては貸付金の不足額及び保証人の賠償義務を明示すべき危険がそれ附帯してゐるといふことを完全に意識して公的保証が引受けられる場合もあるのである。此の場合に於ては、保証は、單に計画の経済性に対する信頼の表現ではなくして、此の計画をば圧倒的な公の利益の故に以つて、如何なる事情ありとも、必要あらば公共団体の犠牲に於ても促進せんとする意思の表現である。これに依つて、それは、自己の貸付金の供与に並ぶるのである。

何れの場合に於ても、保証は、建築に対する資金調達上必要なるも、保証あるにあらざれば調達することを得ないのであらうところの一級資本市場の資金が調達せられるといふ效果の次ならず、同時に、此の資金がヨリ有利な條件を以つて与へられるといふ效果を有するのである。國家保証はかういふ效果を賣らした、即ちそれは元ニ抵当が一般に第一抵当と同一の條件を以つて与へられるといふことであり、然るに然らざれば、それは、一般に設定し得べきものなる限り、唯一乃至二分の一利率を以つて且可能なる限り、強化せられたる銷印を以つての又設定することを得るに止まつたのである。

4. 貸付金の供与は保証と同じく信頼の表現である。それは、直接直ちに公的資金が放出せられる限りに於て、更に一步を進めるものである。併し、其の走る條件は此の場合に於ても、信用、信任、信頼に上まるのである。何と存れば、此の貸付金は、既にまでも古ないことがあれば、確実なる放送として与へられるのでなく

此の旗艦は寧ろ資本市場に蓄積せらるべきものであるが、十分なる担保が与へられて居うことの故に以て、資本市場の援助が扼まれる箇所に於てこそ放出せられるからである。

6、貸付金の供与と關係があるのは、利息低減の問題である。後順位の貸付金に依る促進は、一般に、然うされば与へられないであらうところの必要なる建築資金が此の方法に依つて調達されるといふ点にあるのみでなく、それは同時に有利本條件を以つて調達せられるといふ点にあるのである。茲に於ても、様々の程度の促進を區別することが出来るであらう。

a) 公共団体の資金が資本市場に於て一般に行はれる利率を以つて与へられるならば、促進は成程單に最後順位に立つ信用の供与に依る危険の引受けにあるだけである。併し、此の場合に於ても、公共団体は純然たる経済的な考察を離すに於ては斯くも後順位に立つ信用に付て要求されるであらうところの高率の利息は決して乞取ることなく、寧ろ資本市場に於て一般に行はれ

てある利息の下限を固持するであらう。此の点にも既に、一般資本市場に於ける借入に伴ふ負担に比して一箇の促進があるのである。

(a) 公共団体は又、國家指導部が次のことを確信してゐるときは、更に利率を低減することが出る、然かもそれによつて本来の補助金に陥ることがない、即ち此の確信といふのはからである。ヨリ低率の利率が原則として經濟的に健全なものであるといふこと、それ自体無制約的に促進する價値ある措置とは、公共団体から与へられる資金に付て、成程資本市場に於ては特別の事情に依つて尙一般的に行はれてゐるが、併しうしきに亘つては健全なる經濟政策と相容れざる利率を認める、ことに依つて、困難なうしめ又は不可能ならしめるることは、許されない、といふことである。

(c) 斯の如き利率をこれ以上下回るとさは、明かに特別補助金の付与が存在することは、確かである。それ故、斯の如き利息の低

減は、唯、公の利益が命的的に其の措置を要求し且斯かる利息の低減するにあらざれば最も必要なるものさへお達成することが出来ないであらう限りに於てのみ、可能なるである。

かくして我々は最も強化せられた補助金措置、即ち特別補助金 *finanzielle* に到達するのである。之に付ては補助金 *finan-*

zien にて主張せられた懸念が大部分適用される。

必要あるときは、斯の如き措置の故に戻込みしてはならぬ、であらう。されば、例へば、それに依つて關係者の自己給付を誘発すること（修繕工事その他）、国家的必要を保全すること、（農業労務者住宅の建設、就中国防及び四箇年計画と開聯ある建物の建設）が問題となる場合又はそれを援助することが一般社会の名譽的な仕事であるところの階層、就中多子家庭の如きが、問題となる場合に於て、可能余るのである。

限られた公の資金を極度に節約する必要、自己責任や自己給付の教育的な效果は促進措置の選定に当り嚴重なる尺度を用ひる。

ことを必要とする。而して嚴格にではあるが——余りに狹隘にであつてはならない。如何に時宜を得たる慎重さや節約であつても、それは決して生活上の必要を害する結果と乘させぬものであつてはならない、如何に正当であつても、一切の心理的、經濟的及び財政的策的懸念の上には決定的に一箇の目標が存在せねばならぬ、即ちそれは、我が國民共同体の福祉、独立国の存続とはふことである。

（在ベルリン登記組合ベルリン及シレジア住宅企業態へ建築組合反建築会社）聯合会テ四十回總会に於する議事報告、一九三七年五月六日のギヨルリツンに於ける講演三五頁以下）

第三節 社會保險と住宅の建設

余は「社會保險担当者と住宅の建設」なる問題に就いて講じに語ることとす

る。此の仕事に携つて居られる諸君の知られる如く、其の關係は多岐に亘るものであり且深いものである。両者の活動分野は畢竟するに同一である。それは勤労階級たる狹逸人同胞の救濟である。而して、假令兩個の部門は此の点に於て別個の道を歩まねばならぬものであつても、其の目標に到達する爲に不相提携して行かねばならぬのである。併し、其の他には如何なる關係もないであらう。

社会保険の先づ第一に取扱はねばならぬのは、言ふまでもないことであるが、個々人に生じた損害の除去、疾病や災害の結果の除去、老後に於ける及び疾病の場合に於ける扶助、遺族の扶助其の他である。然るに建築組合や住宅企業態は外觀上は唯經濟的企業であり且家屋と建築することを要するだけである。併し、我々は總て、かういふことを知つてゐる、即ち先づ第一に、茲に於て行はれる住居の建設は算盤珠から彈き出される經濟的な仕事ではないといふことである。成程、それは算盤珠から彈き出される經濟的な仕事でもあり且我々は、十分資金を持たないorasは将来希望の夢に耽る危険に陥り且此の場合算盤と相談しないならば、それを悲しく感ずる。

が併し、一切の必要な計算や經濟性を越えて、吾人の次して忘れてはならぬのは、社会的な住宅の建設は、先づ第一に、心の仕事であつて、經濟政策上の仕事では無いといふことである。それは社会保険そのものと全く同様に、社会政策上の仕事である。既に此の理由からして、両者は一体を構すのである。故に、社会保険に対する諸法律の成立及び組合法も亦沿革的に相應々係があるのである。

而かもそれは何等偶然ではなくして、内面的な相應々係を示すのである。兩者共、資本主義的発達が必然的に伴つたところの諸々の害、即ち来たには相違ないであらうが、併し現実に未だ如く来ることを要しなかつた經濟的発達に対する反対運動たることを示すものである。而して此の発達たるや労働者をば、それに手掛けりや足場を与へたところのものから引き離したのであり、彼をば請負工事に於て生産手段の所有から分離せしめ、中世に於けるが如き労働リ及生活關係の保全や拘束から脱却せしめたのであり、彼をば自分一箇だけを頼りとせしめ、それに依つて不安全の禍中に投げたのであつた。それは社会保険に対して課題を与へた。それは、憐憫よりする扶助の仕事ではなくして、價値ある勤

卉吾たる同胞が暫定的に又は老齢の故に以つて最早生むを作ることを得ない場合に於て之を保護するものである。蓋し、それは労働者をば自助の爲に糾合し且労働者に対して保護を求むる権利を与へるものだからである。

反対運動の他の側面は次の如き方向を採るものである。即ち労働者は生産、道賃及び其の積附の結果と結び付いてゐない。彼は又土地や自然、即ち極遠の郷土との結び付きから引き離されてゐる。資本は労働者をば農村から大都市へ放逐し、城外に於て彼をば土地から引き離して集団的賃住宅へ押し込んだ、從つて彼は自然との一切の關係を失つてしまつたのであり、且、此の土地が彼の祖国であるといふ感覺をさへ失つてしまつたことが、稀ではないのである。此の自然に違背したことの結果は結核であり、共産主義であり、出生の減少であった。冒瀧せられた自然の復讐は歎の如くであつたのである。

住宅難や土地と風馬牛になることに対する戰ひに於て、建築組合運動が生長を遂げたのは、社会保険が人生の有為轉変に対する保全か保護の喪失に対する戰ひに於て生長を遂げたのと軌を一にする。斯くて、兩者共、國民的加害、國民に有害なる措置や資本主義の異常ある発達に対する大なる反対運動となつた

のである。而かも、既に此の理由からして、それは相提擧して活動せねばならぬのである。併し、尚右以外の經帶、即ち内面的本原に於て一脈相通するところがあもといふことが、それと一致させるのである。何と申れば、兩者にあつて問題となるのは、雖然たる國家的本事務ではなくして、畢竟自助の一行為であるからである。社会保険は、保険思想の中に現はれてゐる自助は其の最も深い本質的基礎であるといふこと及び国家的救護又は市民的給与を以つてそれに取つて代はうしめんと欲するならば、其の最も良いところが失はれるであらうといふことを、正当に認識し且常にそれを堅持した。國家社会主義の立法も亦斯の如き変更を拒否した、蓋しそれは当然なことである。

社会保険に於てこそ大切なのは、人間が茲に於て布施を乞ふものであるといふ感じを持たない様に配慮することである。然り、反対に、彼は、自分に与へられる年金は自からの労働に依つて自分自身の爲に贏えたものであり、之に對しては当然請求を許すことが出来ると言ふことを得ねばならぬのである。

同様に、建築組合運動も亦自助の基礎の上に立つものである、而して此の自

ことである。紹ての者が單独で自分自身に付て配慮し得るとは限らない。そこで、最も零細な且最も微力本力で研合することに依つて大なる事業を行ふ必要があるのである。然る後、これに対して国家的救済が加へられるのである。個人が其の創造し得るところのものを創造したならば、又個人が共同体に於て職業仲間や運命と共にする者と共に、其の為し得るところのことを為したならば、國家も亦干渉を爲し且救済の必要ある限り、救済を爲し得るのである。

斯く如く我々は既に根本思想の中に住宅企業と社会保険の両の大なる共通性を見出すのである。

併し、個々の点に於ける其の仕事の中にも、我々は、近い血の繋がりがあるので、且一体的な活動を見出すのである。即ち、豫防的活動、即ち損害豫防の觀点下に定期金保険の担当者の爲す公益的住宅建設の促進の中にそれを見出すのである。何と本れば、社会保険の活動は愈々出で、愈々多く豫防的活動の方向を辿るに至つたからである。人は最早や、損害が発生する迄待ち且然る後損害賠償を与へるのでなく、寧ろ、出来得る限り、損害一般が発生することを阻止せんと試みてゐるのである。このことは国民の保健上ヨリ促進的であり且國民經濟

にとつてヨリ廉価である。此の領域に横はあるのは、災害豫防の爲の災害保険、国民保険的領域に於ける其の豫防的措置を持つ定期金保険上の措置及び個々の国民病撲滅の活動である。故に、社会保険と住宅建設の間の重要な結び付きがあるのである。独逸民族に対する保健上の危険の最も重大な源泉の一は實に住宅そのものである。それ故、州保険施設が例へば、結核——それだけではなくとも、広汎に亘つて一箇の住宅病であるところの——撲滅の闘争を引受けたことは、理解出来ることがある。併し、結核をサナトリウムで六週間かゝつて全治せしめ、次て再び結核菌の充満せる住宅へ帰らしめることは、一箇の目的上何を持つてあるであらうか。此の害悪は根柢から芟除せられねばならぬ。此の病を更に蔓延せしめてはならないからば、茲に於ては、一箇の健康的な住宅が絶対的に必要なのである。此の關係を看取する者にとつては、此の兩個の側面に於ける活動の当初から今日に至るまで、何故に、兩個の運動に於て此の協働を標榜して活動した指導的人々があるかといふことも亦明かになるのである。簡單に二三の氏名を擧げるならば、ブランツ、メーヴェス、メツレ、リーフレンヒト、コールラウエ、ハンゼン、シュレーダー及び此のウエストフラー・レン

のミニンスターに於てこと忘れる二つの出来事、此の兩件事に於て特に偉大なる功績を残されたがハイムラートなるアルトホックの如き人々を挙げることが出来る者へ盛んに拍手)。

而して、過去に於けると同じく、現在に於ても、此の兩箇の運動は互に協働するものであるといふ思想が表現されてゐる。我々は見る所である、即ち我が新發するテンデスマートだるザルツマンこそ實にその人なのである。

斯の如く、社会保険と住宅企業の協働は早くも廻疾保険に於て成立したのであつた、而かも既に社会保険の当初からであつたのである。廻疾保険法に対するライヒ政府の理由書に既に、定期金保険の担当者に依つて蓄積せられた資本は目的的に労務者住宅の建設に使用し得る旨の開示があつるのである。然へ当時国会にはかういふ動議が提出せられてゐた、即ち保険担当者に対しては住宅建設の為に資本の著しい部分を用ひる義務を負はしむべきであるといふのである。既に初期の時代に於て、林々の保険担当者は此の分野に於て活動せんと試みた。一八九三年、ライヒ保険局に於て此の仕事に於ける共通の計画の為に基準が作成せられた。今日では、社会保険が其の資金をば斯の如き目的の為に使

用することは、殆んど自明のことと思料せられてゐる。折し、當時はそれは一箇の事実だったのである、何と申れば、かの時代に於ては最も広汎なる階層は斯の如き活動に就いて何も知らなかつたからである。社会保険は茲では、多くの他の点に於けると同じく、斯たを健全なる思想の先駆者だつたのである。我々の体験したところに依れば、當時地方官廳の中には此の分野に於て活動することを禁じたものさへあつたのであり、労務者住宅建設の為に資金を必要とするや否やといふ照会を受けた市町村は其の大多数がそれを拒否した、此のウエストフラーインに於ても同様だつたのである。州保険施設がそれに立ち拘らず數十萬の資金を提供したとき、その体験したのは、刺へ、労働者自身が其の施設の理事会に於て、それに対する反対を以つて良く諸君を煩はそうとは思はない、唯用しなかつたといふことである。州保険施設の從前の指導者や其の協力者達は、當時左顧右盼するところが本かつた。彼等は常に活動を續けて偉大な成果を収めたのであつた。余は今日數字を以つて良く諸君を煩はそうとは思はない、唯一箇の数字を確認しやうと思ふのである。年の経過に於て廻疾保険の担当者が約十億五千萬マルクを公益住宅に放出したこと考へるならば、吾人の推定し

得るのは、それが労働者住宅の建設に対する資金の源泉として如何に大なる意義を持つてゐたかといふことである。それに尚、使用人保険の約十億マルクが加はる。故に、社会的定期金保険から此の目的の為に放出せられた資金は都合約二十億五千萬マルクに上るのである（註一）。公益住宅の建設は年の経過にて其の認めを範囲に於ては社会保険の協力あるにあらざれば考へることを得まいであらう。

（註一）爾来ヘ一九三六年、一九三七年）、州保険施設は更に一四六百萬を、使用人保険は更に二九一百萬を労働者住宅の建設に放出した。今日ヘ一九三八年九月）、銷却、減額其の他を爲した後の廢疾保険担当者ヘ反ライヒ使用人保険施設の金融高は、新築住宅附の土地と担保とするもの（三四四ヘ反ハ一〇）百万マルク（市町村償分三五五（又六四）百万マルク）、市町村反び市町村聯合に対する貸付金（主として住宅の建設に資する）が一一〇ヘ反セ一四）百万マルク、故に合計すれば八〇九ヘ反一四一一）百万マルク、即約二十億二千万マルクによるのである。

併し、斯かる純然たる金銭的關係が如何に重要であつても、此の点に協力は盡きるものではない。州保険施設は資金を放出することを以つて足れりとせず、勞務者住宅の建設に対して助言的、探求的、援助的な協力を爲すところが極めて多かつたのである。其の実施に当つては、州保険施設は全く先駆を爲すものであつたが故に、今日住宅リエジードルニグ改良の分野にてそれ程迄の進歩を遂げることの出来たのは、それに貢ふところが尠くないのである。一家庭を収容する棟の家屋、階層建の家屋に対する平家建の家屋、集団的貸住宅に対する自宅、住宅に対する附屬地等の問題は當時既に州保険施設に依つて採り上げられた、故に今日尚それを續つて論争が起られてゐる問題が採り上げられたのであつた。而して、それは、當時では尚、今日とは別箇の給付だつたのである、何と申れば、当時は、言ふまでもないことであるが、集団的貸住宅が自明的を解決法ないと思料せられてゐたからである。一切の「専門家」は此の立場に立つた。別箇の道を歩まんとする者は嘲笑せられ、攻撃せられた。

余は此の闘争が未だ終結するに至つてゐないといふ理由よりして、このことを特に強調するものである。ライヒ政府がクライインジードルニグ、出来る限り

住い平家建、十分なる附屬地、純然たる経済的基礎、自宅其の他にニモ知、何をも価値を置いてゐるかは、諸君の知られる通りである。併し又、それに反対する頑い力があるといふことも諸君の知られる如くである。而して、余は特に此のラインリ・ウエスト・ファーレン地区にてこそこのことを強調するものである、何となれば、茲に於てこそ諸々の難点や反対の力が極めて多いことである。此の地区こそ、適當なる價格を以つて提供せらるゝ余は知つてゐるからである。此の地区こそ、適當なる價格を以つて提供せらるゝ土地がないといふことに依つて生ずる住居上の難点が特に多いのである。併し、それは唯物的な難点に止まらないのであり、へんな意欲や認識にもあるのである。巨大な建築と携はり其處に於て自己の芸術家としての特質を發揮することを常に一箇の驚異に滿ちた芸術家の使命ないと心得るが、併し、窮余の際に提供せられ、而かも尚それで十分屋室を作ることを必要とせられる僅かの資金を以つて建設せられる小さなジードルングの鳥の建物には殆んど最早や余地を残すことがない建築家のことを考へて見られたい。資本は集団的貸住宅から僅かな労働を以つて健全なる労務者住宅の場合よりもヨリ高い定期金を算出しえると考へる。集団的貸住宅、其の費用が遂には独逸国民から其の健

棟、其の内面的結合、其の生活力及び其の生活意思を以つて支拂はれるであらうといふことを度外視するならば、相交らず儲かるのである。私人であれ、土地会社であれ、甲の市町村であれ、乙の市町村であれ、土地所有者は土地から出来得る限り高い地代、高い売価を求める欲するものであり、従つて狭隘にして且高慶の建設を好むものである。地下土木局は出来得る限り広く且堅国奈通路さばきに附帯施設費用分担金を以て建設することを好み、又市收入後は少なくとも幾前の時代に於て余りに贅沢に且多額の資金を以つて建設せられた道盛さは此の意味に於て利用することを好むものである。斯くて、凡ゆる側面から狹隘な建設、高慶の建設、住宅の堆積、出来得る限り小さな、同時に比較的高価な一家棟、ロック門の住宅の設定に向つて殺倒が行はれたのである。併し、我々は又、其の結果を眺めるならば、そのことが狭逸民族の死であることを知つてゐるのである。このことは我々の全く明かに知らねばならぬところであり、集団的貸住宅に於ては狭逸の子供は生長を遂げることを得ないといふことと本、繰返し言はれねばならぬことである。それは理論ではなくして、辛辣な生活上の経験である。相交らず数的に減退を示してゐる我が民族は——近き將

来に於て愈々顕著となるであらうところの老年化を斟酌するに於ては——唯、若い夫婦が現実に尚子供を儲ける、換言すれば十分子供を儲けるときとの次、救はれるのである。而して、十分なる住宅——一軒屋又は一部屋半の住宅にあらざる——が提供せられないならば、それは行はれ得ない。然るときは、我々民族は滅するのである。斯の如き罪過に関する世界史の判断は假借なきものである。それ故、假令如何に困難であつても、致々營々として我が独逸民族が再び其の土地と結び付けられる様に努力することが必要なのである。人々がそれを全く欲しないといふ理由を以つて、我々は、官僚的な安易さに於て此の義務から遠ざかることを得ないのであり、是等の人々に対するは一切の手段を以つて此の措置の正当且必要なることを確信せしめねばならぬのである。

州保険施設は其の他の点に於ても進歩的な精神を堅持し住宅の改良を標榜して活動した。例へば、金融、就中元ニ抵当の領域に於て、社会保険は最も善しい活動を爲したのであつた。更に、保証、當時社会保険以外には何人も用ひなかつた地上権の利用、地代農場の利用、此の目的に付てこそ合理的且健全な金融方法たる償却抵当権 *Lifeguard-mortgage* 制度の採用及び之の資金の

準備及び底利率に依る金融に於て爾かしたのであつた。保険担当者はかういふ立場を採ることが出来たであらう。即ち我々が存在するのは、贈与と分配せんが爲ではないのであり、我々は出資得る限り高利率の利息を得んと努力せねばならぬものであるといふのである。それにも拘らず、社会保険の担当者、就中州保険施設は其の利率に関する限り、其他の場合に於て一般に行はれてゐる利率の下限を固持しをつであり且斯くして、多くの者に對しては、他の資金の源泉からは全然調達することを得なかつたであらうところの資金を獲ることが始めて可能ならしめられたといふこと我々は看取し得るのである。建築に対する助言の思想も亦州保険施設の事業から出たものであり、ジードルシングに於ける共同施設の思想、住宅改良運動の支持其の他も亦るのである。

一切の領域に於て、我々は公益住宅企業態と社会保険との最も緊密な協動を現出のであり、又最も良好なる種類の住宅改良運動を見出すのである。吾人はこのことを強調せねばならぬ、何となれば、それは時として忘れられてゐるからである。蓋し大戰後の時代に於ては、遺憾乍ら廢疾保険が最も資金を放出することを得なかつた時があり、それに續いて貨幣価値低落の時代があり、後つ

て、州保険施設が此の分野に於て如何なる事業と為したかは殆んど忘れてしまつた者が断なく多いからである。

ところで、社会保険の協力は将来如何なる方法に於て行はるべきであるか。保険担当者は自から個々の労務者住宅に対する資金へ又は公益住宅企業態に対する全般的貸付金へと直接放出するか又は債券を取得し且それに依つて住宅の建設を直接に支持することが出来る。此の問題は先づ第一に社会保険の立場から検討せらるねばならぬ。社会保険は自己に委託せられた財産を確実に投資することを得るものであり、従つて何時たりとも又は特定の時期にて投資することを得るものであることに注意せねばならぬ。それは又、此の財産の譲り受け流動財産として投げ出されたり得ることで、それが通常に財産の或る部分が処分し得るものであることを要しないところの州保険施設の大半は抵当権の形で、就中それ自体望ましき告知雇用の償却抵当権 *payable to the holder* の形で固定せられないのである。

併し、これと相並んで後に残るのは、其の事業に対する基礎として資する、継続的に流動財産の形で保持せられることを要しないところの州保険施設の大半は抵当権の形で、就中それ自体望ましき告知雇用の償却抵当権 *payable to the holder* の形で固定せられないのである。

量の資本である。此の財産部分は全く確実な担保と交換的に放出せられ得るのである。併し、然るときは、社会保険の立場からしても、それが此の資本をば一或る部分まで若干の担当者に依つて行はれた如くでない——騎士館、百貨店及び之に類似する施設に対して放出するのでなく、資金を調達済の人々と支払する爲め、従つて、就中労務者住宅の建設が示す緊密の要務の意味に於て資金を放出することが、其の使命に適合するのである。斯の如く、労務者住宅建設の促進——其他の豫防的本保健的救護と同様に——労働者階級をば其の保険担当者、其の社会保険とヨリ緊密に結び付け、明確なる見方に依つて、社会保険は其の最も特有の要件であるといふ意識を深めることに資するのである。

併し、投資問題は更に一般的な住宅政策の立場から判断せられねばならぬ。茲に於ては、次の如き懸念が挙げられた、即ち唯社会保険があるのみでなく、一切の可能的な他の資本蓄積機関があるといふことである。余は此の場合、此の團體に於ては、貯蓄金庫や貿易券發行銀行ではなく、寧ろ私人や公法上の保険事業を想起する。其處には、多額の資本が蓄積し、投資先を求めてゐるのである。是等の保険担当者の各々が独自の住宅政策を行ふならば、それは不生産。

的本質の分裂、誤まれる投資を結果し且住宅建築の島に提供せられてゐる遙
迫せる資本とは經濟上及び民族政策上最も緊急なる需要と充足するといふ意味
に於て地域的に且事物的に指向する絕對的に必要な運動の大成を結果するの
である。それ故、正現在のまゝ、土地や住宅の建設に対する投資の用に供せられ
る是等の機関の持合せてゐる資本の部分は債証券の取得に依つて放出せられる
二点が肝ましいといふ願望である。何となれば、此の方法に依つて住宅の建設
に注入せられる資本は必要なる限り、正しく述道に乗せることが出来るからで
ある。況に於て一箇の統合が緊要なるのである。ところど、吾人は原則として社
会的・政治的・經濟的問題の専門家たる立場から、此の問題に對する解決策を求める
会保険の担当者と私的保険事業、就中生命保険と區別せねばならぬのである。
吾人の忘れてはだらぬ一事はからいふことである。即ち、私保険会社に於て問題
となるのは、單に投資の問題であり、住宅政策や社会保険に於て問題となるの
は、自己の資金を放出する場合に於ても、此の資金を借入れたる資力の乏しき
回廊に対する独自の社會的及び民族保険的使命の實現なのである。保険担当者
と其の保護すべき階層の人々との緊密な結合、州保険施設に於ても保証せられ
てゐる促進すべき住宅や建築責任者に対する必要的な場所的近接、此の領域に
てある促進すべき住宅や建築責任者に対する必要的な場所的近接、此の領域に

（保険の活動分野の外に横ばき使命であることを記す）
（元に反して社会）

於ける保険担当者の數十年に亘る経験や其の多年に亘る效果的且祝福に満ちた
進歩的活動、労務者住宅建設の生業的担当者との其の協働、是等は悉く、保
険担当者による建築事業の促進は常にライヒの住宅政策の枠内に止まるもので
あり、其の直接放出したる資金も亦常に民族政策上承認すべき緊急の需要の充
足に資するものであるといふ保証を与へるものである。

故に、住宅政策の立場からしてモ、社会保険が債証券の取得と相並んで、直
接、個々の雇主若は労働者に對してであれ、公益住宅企業態に對してであれ、
労務者住宅の爲に資金を放出するといふことは、全く許さるべきことであり且
望ましいことである。

諸君！ 余は最後に若干述べて此の講演を終らうと思ふ。余が諸君にお願ひ
するのは、諸君が引続き従業と同じ様に活動し、更に其の仕事を改善し、ライ
ヒ住宅政策の意味に於てその調整を図ることに留意し且常に最も必要な事項
を念頭に置くこと、即ち労働者たる独逸人の福祉を念願とし、包括的な組合的
自助や此の自助を補足し且支持するものとして必要となる場合に於ての又、國家的援助を求めるなどを目標として進むことである。

諸君は此の意味に於て新独立國の大なるジードルニグ事業に協力し、それによつて我が愛すべき祖国独立や独立民族の再建に対する最も重要な支社の建設に協力するヒシであるといふ美しい意識を持たれたい。ハイル・ヒトラー！

(*Deutsche Presse - Versicherungen*, 1937, 5, 115から。)

第四節 後順位に立つ物的信用

住居経営を行ふ者は金融、従つて物的信用の問題を等閑に附することを得ず、常に後順位に立つ、絶対的に一切の場合に於て全部的に物を以つて担保せられることは限らざる信用、即ちオニ抵当や残額金融の問題の解決とは特に緊要ありと感ずるであらう。而して、残額金融は候令差当りは特に困難であつても、長い間には何時かは、反復せられた完全なる価値滅却に依つて作られた此の緊急態度は弛解せられ且此の問題は純粹の自己資本の増加に依つて緩和せられるに相違ない。併し、元ニ抵当の問題は尚久しきに亘つて存続するであらう。其

④増大せる危険から、一面に於ては此の種の資金供給者と欠く結果が生ずるのであり、他面に於ては其の利息が高率であるといふ結果が生まるのである。何と云れば、ヨリ高處の危険は第一に、豫測せられずに顯著となる喪失に依つて、されば、喪失に対する保護の為の資金の消費に依つて、あれ、經濟的にヨリ高、されば、喪失に対する保護の為の資金の消費に依つて、斯くの如き出費は總て後順位に立つ信用の一以前よりも今日に於て負担し得ること尠なき——昇騰を意味するのである。喪失の危険を減じ、其の負担をば出来得る限り多くの者に配分する如何と多くの方法が考へても、吾人の明かに知らねばならぬのは、如何なる犠牲を拂つても投資に被倒する過剰不賃金がない間は、債務者又は多かれ少なかれ公の信用を以つて活動する機関は此の増加が負担を引受けねばならぬといふことである。

"Siedlung und Wirtschaft," 1938, 5, 110から。

第五節 共同施設の問題に就いて

介業を基盤とする國民經濟の構成員たる近代的都會人は、生活をば或る程度迄支障なく形成する爲に何ぞ必要であるかといふことを全然知らない。何とされば、言ふまでもないことであるが、其の必要とする總てのものが揃つてゐるからである。水や瓦斯や電気は家に廻らざれ、下水設備や厨芥の搬出設備は汚物を運び去る。必要な交通工具も手段があり、又其の他一切の事に付いて配慮が爲されてゐる。実生活に立入れば、医者や産婆が居り、死ねば墓場が待つてゐる。其の面を通じて、官廳や警察、党や其下諸組織の部署、消防、学校及び其の他の公共的施設として存在す長總てのものが其の面倒を見てくれる。而して又、身体の營養や必需品に付てモ配慮が爲されてゐる。洋服屋や靴屋があり、其の他人間が必要とするモノ又は映画を含め其の必要なりと信ずるところのものが存在する。是等のものは、一度に作られたものではなく、數百年の経過に於て生長させたものである。年々道路が建設せられ、二年毎に一箇の学校や廳舎、消防署や病院其の他の建設せられ、其の他紙上的一切の營業者

外一二四

や商業者や手工業者が必要の増大と共に次第に姿を現はして来る。

住宅リ及ジーデルング政策が大体に於て、既存の共同団体に附置する右以外の住居軍位を作る場内に止まる固は、必要な補給施設其の他の建設は特に困難でない。併し比較的短期間に独立の市町村又は市町村部分を持つ一箇の大なるジーデルング事業を完遂せねばならぬならば、そのとき始めて、人間は如何に纏てのものが必要とするものであり、然うされば數十年又は數百年の経過に於て有機的な聯繫を以つて生長させたところの是等のものが一度に作ることは、如何に困難なことであるかといふことが明らかになるのである。今日既に、軍備、反四箇年計画の爲の工業移駐に當つて此の問題が焦眉の問題となつてゐるのである。何と在れば、公共的及商業的種類の歴史上の施設の大部分は第一に人間に相應しい存在の爲に絶対に必要なものであり且主たる構成部分として新たに建設せらるやき一切の共同団体に属するものだからである。

(Begrenzung war Dr. Hans Wagner, "Vom Wohnraum als Basis für Kolonialisierung," in "Siedlung und Wirtschaft," 1938, S. 281から。)

第八章 統計

四四四

住宅政策の基礎資料

以下に於ては第一に、最も重要な数字を要約することとする、而してそれは、住宅經濟的及住宅政策的問題を取扱ふ爲の基礎資料として資すべきものである。此の場合、記述は先づ第一に旧独逸國に因する数字に限る、何と存れば、オストマルクへ及びダーデンツン族逃の特殊事情を顧慮するに於ては之を算入することは現下に於ては正しい意味を持たないであらうからである。

第一節 住宅需要

1、需要数

(A) 現在

カニ古

今日へ一九三八年八月一日現在の独逸國の世帯数は約一九三〇萬乃至一九五〇萬であり、之に対し住宅の数は一七八〇萬乃至一八〇〇萬である。従つて、今日、住宅を持たない世帯の数は約一五〇萬である。此の数字は聊か大雑把な数字である。何と存れば、尙多くのものを附け加へ且控除すべきであるからである。就中それから控除せねば本らぬのは、住宅に対する現実の需要を持たない、故に、自己にとつて負担し得べき負担を以つて適當なる住宅が提供せられても、それを獲取らぬことは、確かである、それは、唯、其の購買力を以つてしては提供せられる住宅の一つ負担を支拂ふことが不可能であることの故を以つてのみ、現下に於ては事實上有効な購買力ある住宅需要と示現せざる世帯の数と混同してはならぬ。國家社會主義的変革前の悲惨な時代に於て極めて多かつた是等の世帯の数は著しく減少した。住宅政策上の事実的な不足額の認定に付ては、此の數は元來問題と存らない、何と存れば、是等の世帯にあつて住宅政策上問題となるのは、十分低廉な住宅に付て配慮することであり、事實上存在する特に緊急なる其の住宅需要とば、唯購買力あるものでないといふ理由からし

四四五

ての事、存在せざるものと看做すことでは本いからである。——他面に於て、一五〇萬に當附け加へねば本うぬのは、或程、統計的意味に於ては一箇の住宅であるが、併し、独逸人の家庭の品位及び健康の立場からする最も些少な要求さへも満足さざる住宅を持つ世帯の數である。斯の如き住宅の數は住宅を持つ二世帯せざる世帯の數よりも多いことは、確かである。

それ故、住宅の不足額は少なくとも一五〇萬と確定するべきである。

(B)

過去に於ける趨勢

国家社会主義的変革の瞬間に於ける住宅を持つざる世帯の数は一〇〇萬以上であつた。故に、叙上の住宅不足額は其の後數年を出ずして更に五〇萬を増したのである。此の一見驚く可き結果は二つの原因を持つてゐる。一面に於ては、独逸國に於ける出生率の最も大であつた時代に生れた者が此の數年内に結婚・離婚期に達した。それ故、既に住宅需要の常態的を増加からしてが独逸國に於て空前絶後ともいふべき程著しく大きづいたのである。先見の明ある為政者がされば二つことと看取し且それに先立つ數年間に於ける住宅建設の増加に依

つてそれに対応する措置を講じたであらう、何と存れば、假令増大せるにせよ、常態的な住宅の生産を以つてしては、此の暫定的本著しい増加を押へることは出来ないからである。このことは國家社会主義的変革前の時代に於ては、勿論行はれなかつた。それ許りではなく、叙上の額は唯外觀上一〇〇萬であつたに過ぎないのである。常態的な経過を辿るに於ては、國家社会主義に依る政権掌握前の数年に於て繰續せられたであらう數十萬の婚姻は此の数年間の悲惨な絶望的な状態の下に於て見送られてしまつた。失業が漸次撲滅せられ、希望が蘇るに及んで、それは、ナチス革命後の数年間に、追究せられるに至つた、このことは、事實上從前既に存在してゐた需要が今日に至つて始めて外面的に姿を現はしたことを意味するのである。故に、吾人元来、住宅不足額は一〇〇萬から一五〇萬に増加したといふことは出来ないのであり、ナチス革命前の一〇〇萬の住宅を持たざる世帯と住宅難や飢餓から婚姻を締結しなかつた五〇萬の世帯の需要から構成せられた住宅不足額は今や延引せられた婚姻締結の追究に依つて一五〇萬の住宅を持たざる世帯を示すに至つたものであるといふことが出来るのである。世帯数の純増加へ故に解消せる世帯を控除せる後のは左の

如くである。

一九三一年	約二二七、〇〇〇
一九三三年	二三〇九、〇〇〇
一九三四年	ク四九〇、〇〇〇
一九三五年	ク四〇〇、〇〇〇
一九三六年	ク二九〇、〇〇〇
一九三七年	二三〇〇、〇〇〇

ところで、これから認めることが出来るのは、世帯数の増加が本末ならば減少する筈の最後の年に於て再び上昇の傾向が見られたといふ注目すべき事実である。(これは、婚姻の数が増加したこと、恐らくは結婚年齢が若くなつたことによる。)一九三〇年度のライヒ統計局の計算に依れば、一九三六年及び一九三七年に付ては二〇九、〇〇〇、或は一一、〇〇〇の世帯数の増加を豫期すべきものとせられてゐる。これが実現せられたならば、最後の二年間に於ける住宅の建設に依るだけでも既に住宅の不足額は四〇、〇〇〇乃至一九〇、〇〇〇を減少したであらう。

世帯数の増加に対する住宅増加の割合は左の如くである。

年度別	住宅増加数			住宅減少		住宅増加
	合計	新築に供るもの	改築に供するもの	増加数	百分率	
一九三三	202,113	18,2870	6,75	6,9243	34.3	240,75
一九三四年	319,439	19,0257	5,96	12,91	22.4	354,41
一九三五年	263,910	21,8227	8,08	5,0583	19.2	227,78
一九三六年	322,370	28,2466	8,50	4,9904	15.0	218,80
一九三七年	340,392	208,945	9,08	2,1447	9.2	203,35

前二表を比較すると、一九三六年に於て始めて不足額の統計的上昇を喰い止め、且最後の二箇年に於ては不足額は統計上の額だけ減少することに成功したといふことが判かるのである。

(C) 将来の趨勢

紙上の如き住宅不足額（約一四五〇萬の住宅）は勿論一年や二、三年の中に除去することは出来ないのであり、その縁には比較的長期間を要する所である。併し、此の期間内には、毎年世帯数に変動が起るのであり、その故にこれを併せて斟酌せねばならぬのである。一九六〇年迄は幾分でも見通しと付けることが出来る、——何と云れば、それ迄は世帯の設定に付く問題と奉る人々は既に出生してゐるからであるが——将来の趨勢については、ライヒ統計局の紙上の計算に対応して以下掲ぐる如き数字を基礎とすることが出来る。

年度別	年度の当初 に於ける 世帯の数	年間増加数
1938	19,172,000	189,000
1939	19,361,000	186,000
1940	19,547,000	127,000
1941	19,674,000	82,000
1942	19,756,000	67,000
1943	19,823,000	60,000
1944	19,833,000	105,000
1945	19,988,000	122,000
1946	20,110,000	77,000
1947	20,187,000	39,000
1948	20,226,000	46,000
1949	20,272,000	72,000
1950	20,344,000	49,000
1955	20,590,000	24,000
1960	20,712,000	

既に見た如く、本論文に掲げた最近数年間にに対する数字は世帯増加の事実的趨勢の背後にある。それ故、我々はそれより最小限度の数として、将来に於ては一極めて屢々認められてゐる如く、——世帯總數の減少を離期すべきではなくして、唯世帯の年間増加數の減少を予期すべきであらう。而して、此の増加は合計すれば相变らず少なくとも一八〇万によるであらう、従つて、全期間に付ては、不足額は約三二〇万乃至三三〇万と認定すべきであらう、少しく評価せられた此の数字は此の比率の容易ならぬものであることを示すものであり、此の期間に付てこそ絶対的に勘定に入れねばならぬところの極めて多くの住宅の取扱しが此の中には未だ斟酌せられてゐないだけに、殊に顧るのである。尚且に於ては二三十万以上か少ないかは問題とならぬ。——此の需要をば齊一的に全期間に配分せんとするならば、年間の平均需要は一〇、〇〇〇乃至

一一〇、〇〇〇である。斯の如き配分が許されないものであることに就いては、後段B工を参照せられたい。

2. 住宅の状態

住宅の数だけでは現実の状態の正しい姿は与へられない。問題となるのは、又それが如何なる種類の住宅であるかといふことである。此の場合、以下に於ては唯住宅の大きさ及び其の場所的位置に就いてのみ述べることとする。就中保健的及び住宅改良的な立場からして最も大なる意義を持つところの、部屋の高さ、其の陽當りの良好なることや風通しの良好なること、衛生上最も必要な設備を持つてゐること、防害装置のあること其他の如き住宅の状態の重要な問題は少なくとも今日に於ては統計的に十分捕捉せられてゐるのである。

(A) 住宅の大きさ

既に於ても考察を制限すること、就中屋室の数に限ることが必要である。見誤つてはならぬのは、屋室と居室とは同一ではないといふことである、何となれ

ば、叙上の便的相違を除けば、屋室が十分の大きさを持ち、其の住宅政策的使命を完全に果すことが出来るか否かといふことも勿論極めて重要なことであるからである。他面に於て、部屋数の意義は決して過少評価してはならない、何と云々れば、就中同一の屋室内に於て起居し且炊事も應ねばならぬか否か、而親と子供の鳥に、又男の子と女の中の子の鳥に寐室を区分し得るか否かといふ住宅の決定的な状態は一にそれに関つてゐるからである。否、事情に依つては三つ又は四つの比較的小さい又は十分なる屋室を持合せる方が二つか又は三つの場合に大きい屋室を持合せるより良好な場合があるであらう。如何なる屋室をばこれに附け加へ、或は最小の附属的屋室としてこれから除外するかといふ点に、特に難点や誤りの源泉があることは、論を俟たないところであり、勝手も同様に諸々の語題を生ぜしめるのである。最近の労務者住宅の建設に於てこそ、居間兼用の勝手は其の特別の意義を有するのである。何となれば、それは一般に家族にとつて唯一の寐室にあらざる調理室だからである。屋室の数の中に之を算入せざることは、完全なる變を示すものではないであらう。併し原則として勝手を屋室として計算するならば、勝手が極めて小さく、鳥に家族にとつて完全

なる価値ある居室たることを示さない場合に於ては、矢張り、歪められた姿が与へられるのである。以下に於ては、勝手をば居室として計算に入れることがした。

・独逸の完全世帯 *Vollfamilie* の島には、四部屋の住宅へ此の場合勝手は勿論云い居室兼用の勝手として計算に入れられてゐる)が底義すべき目標であるといふことに就いては、恐らく早早や意見の相違はないであらう。阿連本の島は、唯、此の目標を目途として、一箇の完全世帯にあらざる——未だ爾からざる——世帯に対しても既に四部屋の住宅を与へるべきであるや又は是等の世帯にあつては差当り三部屋の住宅を以つて足りりと篇し得るや否やといふことに過ぎない。其の是非に付ては茲ではヨリ深く立入つて論じ奉りへ註一。唯、かういふ一章は輕視せられねばならぬ、即ち何れにしてち、三部屋の住宅は尚生長し、得る及び生長を遂げねばならぬべ如き、世帯に付て唯暫定的に之を考慮に入られ得るものであるといふこと、故に、将来その住宅をば完全住宅に改築すること又は二つの小住宅をば一つの住宅に若は三つの住宅をば二つの住宅に併合することに依つてそれを拡張することに付て配慮することを要するといふことの建議に付ては問題と本らぬ。

とである。四部屋及び或る部分並は三部屋の住宅と組並んで、平伏を持たない外又は最早や子供の居らぬ世帯に付ては、限られたる程度に於て尚二部屋の住宅が問題となる。但面に於て、特に平伏の多い家庭に付ては、既や云に於ては常に居室の數を増加する前に居室の大きさを拡張することがヨリ良好でないか否かを検討すべきであつても、五部屋の住宅が価値ある場合があるものである。居室の数が唯一つの住宅又は居室の数が六つ及びそれ以上の住宅は社会的住宅の建設に付ては問題と本らぬ。

・独逸に於ける既存住宅の組織の割合は左の如くである。

小住宅 八四〇万リ四七、二ペーセント

中住宅 一三〇万リ七、三ペーセント

大住宅 一三〇万リ七、三三ペーセント

右の中等許の住宅が四部屋及び三部屋の望ましい大きさを持つてゐるかは、正確に認定することが出来ない。八四〇万リ全住宅の四七、二ペーセントに当るの「小住宅」中三部屋の住宅は五二五萬に当るのである。他の計算に依れば、住宅の七割三分乃至七割九分は一部屋乃至四部屋の住宅とせられてゐるが

故に、一割六分乃至三割二分は四部屋の住宅又は五割六分乃至六割二分は四部屋及三部屋の住宅と計算することが出来るのである。

(註) これに就いては、前段四二頁及一六八頁以下を参照せられたこと。

新興者階級及び經濟的に之に近接せる社会が然遂民族の極めて大なる部分と、そのであることを考へるならば、此の数字は、将来の住宅建設に当つては四部屋及び或る部屋は又三部屋の供給の建設に特に重視すべきであることを示すものである。ところで、最近に於ける趨勢はどうであるか。

住宅規模別新築住宅 增加数			
年 度 别	小 住 宅	中 住 宅	大 住 宅
一九三六年	一一九七八六	一五一六四九	一一〇三一
一九三七年	一四二〇四二	一五五六三四	一一二六九
一九三八年			
一九三九年			
一九四〇年			

小 住 宅 の 区 分			
(新築に追跡せられたる小住宅の区分比)			
年 度 別	1 部屋のもの	2 部屋のもの	3 部屋のもの
一九三四年	2・7	29・9	68・4
一九三五年	1・1	22・0	76・9
一九三六年	0・8	22・5	76・7
一九三七年	0・9	23・1	76・1

故に、三部屋の住宅は今日既に小住宅の四分の三以上に上ののであり且一九三四年以来比較的に増加したのである。之に反して、一部屋の住宅は數的には微々たるものであり且益々數なくなりつゝあるのである。

四部屋の住宅の数は一九三六年以降始めて正確に認定することが出来る。一九三六年に於ては、新たに建設せられた住宅は論計一五一六四九であり、その中四部屋の住宅へ勝手を含めて四部屋の住宅は九五二八一であつた。之と第二四部屋の住宅の数は二一五〇六七、即ち一切の竣工せられた新築入するならば、新築小住宅の数は二一五〇六七、即ち一切の竣工せられた新築住宅の七割六分一厘に上るのである。

一九三七年度に於ては、新たに建設せられた中住宅は論計一五六六三四である、其の中四部屋の住宅は九九〇六一であつて、之を算入すると、新築小住宅の数は二四一一〇三、即ち一切の竣工せられた新築住宅の七割八部に上るのである。一九三四年以降に於ける四部屋の住宅の割合に與する概観を獲る爲に、ライヒ統計局はライヒ帝國大臣の懇意に基させ北に対応する分類を行つた。併し、こ北は既存資料の改訂以て唯大中の都市に反ぼされたに過ぎなかつたのである。此の限りに於て、候令全市町村に於ける趨勢の手筋を与へるものである。

つても、其の姿は不完全なるものたるに止まるのである。それに依れば、一九三四年乃至一九三七年の同是等の都市に於て新たに建設せられた中住宅に対する四部屋の住宅の割合は六割一分五厘から五割九分五厘を経、六割三分三厘に増加したのである。

故に、今日既に全く著しい前分まで望ましき最小限度の大さを持つ労務者住宅が建設せられてゐること及び此の割合はライヒ政府の称々の推進に依つて引続き増加しつゝあるといふことを我々は見るのである。

(B) 住宅の位置

独逸国民は其の人口の極めて雄ましからざる分布状態に悩んでゐる。農村や零細都市からは人口が離散し、比較的小さい都市や中規模の都市に於ては人口の増減がない反面に、大都市や特定の工業地域には人口が過度に密集してゐる。—此の趨勢の害に就いては茲では立入つて述べる必要がない。それ故、将来は農村へ向つての人口の著しい配分が行はれ且大都市の疏開が行はれることは望ましいことであらう。資金の犠牲に当つては大都市に薄く、農村を優

先的に取扱つてゐるにも拘らず、最近に於ける住宅の建設に關しては、此の目的は未だ十分には達せられてゐない。昨年度に於て始めて四箇年計画の鳥の建物や單純自由の回復と關係ある住居の影響を受けて、參照市町村への可成り遙古以つての又は第一順位に於ての実施し得るものでないことは論を俟たない、何となれば、住民に対する効率の可能性のそれに対応する移動が行はれないのであるが又は保全せられない同様、住宅の需要のない地方に於ける住宅の建設に依つても將又大都市に於ける住宅難の強化に依つても望ましき人口移動の目的を達することは出来ないであらうからである。

第二節 結論

一 数

我々は、前段A工に於て、一四〇万乃至一五〇万の住宅不足額があり、これには一九六〇年迄に更に一八〇万の需要が加はるであらうといふこと、従つて、

此の長期間に育一的に配分するに於ては、毎年約一一〇〇〇〇万至一二〇〇〇〇の住宅云建設すべきであらうといふことを見た。

併し、益に於ては、斯の如き平均的計算は全然意味を有しない、何となれば、住宅難に悩んでゐる家庭は之を平均二十年に配分することを得ないのであり、又是等の家庭は、今日既に、或る部分までは久しい以前から、緊急なる住宅の需要の大部 分は出来得る限り長期間に充足しておらぬのである。而して、このことは、就中人口政策的理由よりして必要なりである。民族的滅亡の深淵に落ちまんとして、ある意味つた我の人口政策の警異的本一切の成程を以つてしても、それは未だ我の民族の現在数の保持と保全する目的さへも達するものではない。此の状態は次の事情に依つて強化される、即ち最近の約十年間に於ては、實に独逸民族の出生率が最も著しかつた時代に出生した者が結婚適齢期に入つた、即ち未だ嘗て見られなかつた如く結婚適齢者が多いのに、将来は大体に於て戰時及び戰後の時代に出生した者が結婚適齢期に達するといふことである。このことは、此の時代に出生した者が結婚適齢期に入つて生した者より數的に著しく少ない、但其の半分にも達しないこともあると

いふことを意味するのである。我が民族の生物学に見たる未だば單に又は主として此の時代に出生した者の上に打ち建てんと欲するならば、假令平均の出生數が全く戻ひかけない程増加しても、我が民族の現在數を保持することさへ可能でないであらう。それ故、我々の希望は繋つて最近の數年間の間に広大なる結婚適齢者之上に立るのである。ところで、経験に徴するに、子供の大半は結婚の当初に出生するものであり且後年に於て出生する者の数は殆んど重きと爲さないが故に、一切は擊つて歎上の結婚適齢者が今日に於てこそ次第五年乃至十年の間に於て特に子供を儲けることが多いか否かといふことにあるのである。十年又は二十年からつて建設せられる住宅は是等の家庭に於ける子供を儲ける欣びに付ては實際上最早や問題とならない。併し、是等の結婚適齢者、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一年の家庭を持たざる家庭の主たる構成部分たることを示すものであるが故に、出表得る限り多くの住宅が建設せられねばならぬのである。その意味するものは、少なくとも予期し得る世帯の増加に相當するだけの住宅のみでなく、延いては旧来の住宅不足額に興奮に肉迫し且それに依つて住宅を持たざる家庭をして少なくとも差当り第一に将来の住宅に対する希望を喚起せしめる爲、ヨリ多くれられねばならぬ。

2. 大 さ

數の住宅を建設するといふことである。近き将来の数ヶ年に於ては、少なくとも年三〇〇〇〇〇乃至四〇〇〇〇〇の住宅を建設することが絶対的に必要であり、五〇〇〇〇〇〇の住宅を建設することが出来るならば、申し分がないのである。

3. 位 置

前段に於て我々の見た四部屋の住宅への欣ぶべき發展は尙一層之を強化せねばならぬ。四部屋の住宅は愈々独逸労働者に対する将来の新築住宅たることを示すであらう、これと相並んで三部屋の住宅は、改築が可能であり又は将来ヨリ大きな住宅と爲し得る場合にのみ建設せられるであらう。斯の如き住宅に対する金融は問題となる国民層にとつて負担し得べき借貸及び負担を以つて保全せられねばならぬ。

將來新たに発生する職場は出来得る限り田舎や中小都市へ設定するが、同一

の地方へは設定しない板に配慮せねばならぬ。就中、国境地域は大いに顧慮する必要がある。更に、吟味せねばならぬのは、如何なる範囲迄、既存の職場を大都市や工業地帯から大なる経済的損害を及ぼすことなく移駐することが出来るかといふことである。官廳や行政廳に関するも同様の措置が講ぜられねばならぬ。田舎（就中農業）及林業労働者、農業關係の手工業者、農夫其の他）や小地方団体に於ける住宅の建設を最も著しく促進し、大都市や都市的人口密度地帯に於ける新築は社会的及び其他的理由（独逸都市の改造）よりして必要なものに限ることが必要なのである。

第三節 豪 想

ところで、一九三八年の趨勢はどうであるか。就中建築材料調達の分野に於ける諸々の障礙は昨年度に於てはかういふ結果を生ぜしめた、成程年度末は比較的良好であり、廻避に於ける住宅増加の最高記録を示した、併し、建築許可や建築開始の件数は既に減少を示し、従つて新年度当初の工事着手の住宅にして「工事継続中のもの」、「Überhang」が一九三七年度よりも遙かに勘査

かつたのである（即ち昨年度は一七五〇〇件であつたのが一五五〇〇件となつたのである）。その結果として、専らまだもなも大体に於て工事継続中の建物が問題となるところの上半期に於ける建物竣工の數は各月毎に、従つて全体でも、前年同期より少なかつたのである。

建 物 竣 工 數

	1937 年	1938 年
1 月	20526	18205
2 月	14332	15110
3 月	17043	16332
4 月	21668	18277
5 月	21282	21412
6 月	25032	23074
合 計	119883	112410

故に、一九三八年の上半期に於ける建物竣工の數は一九三七年の上半期より

四六九

も六分二厘増なかつたのである。併し、此の下向の動きがある反面には、他の
著しい上昇の動きがあるのである。一九三七年度の経過に於て採り入れられた
金融及び手続の簡易化は新年度に至つて始めて其の效果を現はしたのである。
その結果、建築許可や建築開始の件数は着増したのである。

建 許

	1937 年						1938 年					
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
月	19336	18133	25205	32540	38755	42856	19336	18133	25205	32540	38755	42856
四	15645	25482	36862	35184	40331	38921	15645	25482	36862	35184	40331	38921
月												
合計	172840						172840					

故に、建築許可の件数は一九三七年の上半年に比し一割三分五厘の増加を示
したものである。

#01

#113

全市町村に於ける建築開始の件数は年度末に至つて漸くライヒ統計局に報告
せられる、現在迄の所では唯大中の都市に対する数字があるので過ぎない。それ
に依れば、建築開始の件数は左の如くである。

建 築 開 始

	1937 年						1938 年					
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
月	6543	6764	8299	10941	14532	16225	6543	6764	8299	10941	14532	16225
四	5804	7990	11948	10966	13494	18579	5804	7990	11948	10966	13494	18579
月												

一九三八年の上半年に於ては、大中の都市に於ける建築開始の件数は前年に
比し二割三分二厘の増加を示した。
同じ様な姿は公益住宅企業に於ける趨勢の示すところである。ハセニーの
住宅及クラインガーデナー家宅にして工事継続中のものに、一九三八年の上半

期に於てはハローハツ田の住宅及クライシング・ラーマ宅の建築開始が加はつた。故に、建築工事中のものは合計一六七三七日である。更に、予定せられ且準備せられてゐる住宅は一三五〇〇〇である。上半期リ一六七三七四の住宅中六日三十一日迄に竣工したものは、五二二七八であり、尚建築工事中のものは、一一五〇九六である。然るに、前年に於ける建築工事中のものは、僅か六〇〇〇〇に過ぎなかつたのである。

併し、此の希望に満ちた姿は陰影を伴はないものではない。既に建築許可及竣工の六月に於ける数字からして前年に比して再び減少を示してゐるのである。原料獲得の困難が増大したこと、労働力の不足が激化したこと及最近では又資本の調達が制限せられたことが工事に着手せられた建物の完成を遅延せしめたり阻害したりするのであり且多くの計画せられた建築さば不可能ならしめ又被全く着しく制限すること古余儀なくしめるのである。住居経済的、社会的及び人口政策的觀點からして極度に悲しむべき此の事情の背後には、絕對的な民族リ国家的必要があるものであり、他の一切のものはその背後に負担引かねばならぬものであることを我々は知つてゐる。而して、我々は此の不可避免的か

に見える此の状態が久しが已に亘つて繼續し且住居の建設や世紀的ニ必要性のより止に無限する」と本邦橋東山セニテーにて講話は二七〇ものである。(終)

(" das Bangsunder ", 1938, S. 652 und 641 等)。

市町村別新築住宅

年度別	合計	市町村						
		2000戸満、モ/	2000~5000モ/	5000~10000モ/	10000~20000モ/			
	増加数	全増加二 対スル 百分率	増加数	全増加二 対スル 百分率	増加数	全増加二 対スル 百分率	増加数	全増加二 対スル 百分率
1934年	190257	48077	25.2	24853	13.1	19644	17.3	
1935年	213227	49574	23.2	26852	12.6	20414	9.6	19901
1936年	282466	51364	18.2	30509	10.8	23428	8.3	24984
1937年	308445	56572	18.3	34097	11.0	26184	8.5	27305

増 加 口 象 分

四七六

人口	50000-100000人モ	100000以上ノモ			
増加数	全增加額	全增加率			
261700-500000人モ	50000-100000人モ	100000以上ノモ			
増加数	全增加額	全增加率			
39140 24667	20.8 17.8	16382 12079	5.5 5.7	48161 59930	25.3 28.1
22098 24104	12.11	19593	6.2	100414	35.6
25929 204	11.6	20072	6.5	108726	35.2

註、一、人口一萬未満の地方団体の新築住宅の増加に対する割合は昭三四年

三六年に於て漸次減少し、一九三七年は一九三六年に比し若干増加してある。

二、人口一萬以上五萬未満の地方団体の増加割合は運動するところが極めて少ない。

三、人口五萬以上十萬未満の地方団体に於ては新築住宅増加割合は漸増してある。

四〇一

註四

四、一九三四年六年度に於ける大都市(人口十万及以上のもの)に付ても亦然り、然るに一九三七年度に於ける割合は若干減少してゐる。

四七一

145
1062

終

